

## 2006年9月レポート

### 国別項目：

#### タイ

1. FTA交渉で特許延長があれば、窮地に立たされるタイの製薬会社
2. 国家発明局、民間による研究プロジェクトにライセンス授与
3. 国家人権委員会、政府のバイオ・セーフティ法案に反対
4. IP 法侵害者を減少させるには民事訴訟がより効果的
5. FTA、暫定政権に対し「過剰」圧力

#### マレーシア

1. 知財裁判所の設置による成果を期待
2. マレーシア、バイオテクノロジー産業の高揚のため新政策を発表

#### シンガポール

1. 海賊版ソフトウェアを扱うウェブサイト、34%の減
2. インターネットの認識を高めるためのBSAライトクリック・イニシアチブ
3. シンガポール・ヨーロッパIP協定を延長
4. 知的財産の出願37,883件に達す
5. 法制度、テクノロジーに追いつくべし

#### フィリピン

1. 日本とフィリピン、労働力移動を含む自由貿易協定に署名
2. 政策立案者、著作権法の改正を要求
3. 明確な国家IP戦略を求めて
4. 疑わしき偽造食品没収される
5. ガソリン・セイバーの発明者、IPO の助力を請う
6. フィリピンの国連代表、WIPO総会の議長を務める
7. Manalo 大使、WIPO の会議で議長に

#### インドネシア

1. インドネシア - 米国自由貿易交渉でIPR問題の集中的見直し
2. 政府のライセンス法、2006年末に公布
3. WIPO放送局に関する条約未承認

#### ベトナム

1. ベトナム、知的財産権でEC、アセアンとの関係強化
2. 米国の講演者、IPRで国内企業と情報交換
3. 著作権に関する新法令
4. VNPT 商標システム導入へ

## インド

1. 専門家、植物品種の実態把握と登録を推奨
2. 日本、インドでIPRのコース提供
3. IPRへの意識を醸成
4. インドは科学者への知的財産法検討
5. 著作権、商標、特許侵害をカバーする保険増
6. インドの特許法、ソフトウェアまで拡大すべし
7. 商標セミナー
8. ソフトウェアの海賊行為減少へ
9. インドの裁判所、抗ガン薬特許紛争の審理に入る
10. PSUs は情報権利法から営業秘密を除外
11. 米国、インドにデータ保護を求める
12. 伝統的医薬品パブリック・ドメインへ

## パキスタン

1. 反海賊行為、地球的脅威、地球的権利の論議
2. 2つのソフトウェアの海賊版押収される
3. IPO は知的財産法の法的討論の場を設定
4. 知的財産権ナショナル・ワークショップ12月に開催

## ヨルダン

1. ヨルダン当局、違法ソフト取引に関わった2社を摘発

## トルコ

1. 特許の評価機関設置される

## アラブ首長国連邦

1. 中東でソフトの海賊版比率減少

## タイ

### 1. FTA交渉で特許延長があれば、窮地に立たされるタイの製薬会社、 (タイ・ニュース・サービス、2006年9月4日付)

米国との二国間貿易自由化交渉の中で、政府が米側が要求する特許保護期間の5年間の延長を認めた場合、タイの製薬会社は完全に消滅するだろうと、タイ知的財産法の専門家が述べた。

「タイの製薬業者は、先進国、特に米国の大手製薬業者に太刀打ちできない。米国が要求する特許期間の延長は、タイの製薬業界を消滅させ、貧困者は困難に直面するだろう」とオーストラリアのウーロンゴン(Wollongong)大学の法学上級講師のジャクリット・クアンポス(Jakkrit Kuanpoth)氏は述べた。

結局、医薬品の値段が上がり、消費者がその負担を負わされることになると同氏は語る。

医薬品は、タイ - 米国間の自由貿易交渉の主要議題である。米国は、企業が医薬品開発のために最初に特許登録をした日から20年という世界貿易機関での保護期間に加えて、更に5年間のデータの非公開を求めている。

貿易交渉が引き延ばされているにもかかわらず、国内の製薬業界は主に米国とインドからなる多国籍企業に飲み込まれ、現在、当地の製薬市場の70%が両国により支配されている。

タイ食品医薬行政(Thai Food and Drug Administration)レポートによれば、タイで認可を受けた製薬業者の総数は166であり、そのほとんどが中小企業である。ジャクリット氏は、政府はWTOの貿易ルールに違反しない限り、この産業に奨励金を支給すべきだと述べる。それにより人々は、より低価格な特別の調剤を手にすることができる。

政府はまた強制実施権を発動し、外国の製薬業者にタイの同業者が救命のための医薬品を製造することを認めさせるべきであるとも語る。

タイ製薬協会のBunsarin Vanaswas事務総長は、米国の提案に懸念を表明し、政府はこれを受け入れるべきではないと述べている。

「政府が米国に賛同したなら、タイの製薬業者だけでなくタイ国民に大きな影響を及ぼすだろう」と述べる。

しかしながら、同協会は特許保護の延長により何を失うかの評価ができていない。国内の製薬業者のうち、期間延長があっても存続できるのは20社のみであり、それ以外の中小企業は大きな危機に直面するだろう。

専門家は、政府は知的財産権を国の独創性を助長し、持続可能な経済成長を保障するための国家的課題として取上げるべきだと述べる。このプランにより、政府は生産性向上のためIP法の近代化と執行を進める。教育システムも同じように向上する。ジャクリット氏は、政府はIPを最優先とすべきだと述べた。

「タイは、もうすでに天然資源の恩恵に浴してはいないので、政府はIP問題を国家計画に組み入れるべきだ」と彼は述べた。

IPを国家課題に据えることにより人材の活用を進め、これが社会的経済的発展のために必要な基本的事項だと同氏は言う。

IPアカデミー・シンガポールのDavid Llewelyn代表は、タイは世界の兆候に合わせてIP法を近代化し、IPの重視と知的財産権の擁護を進めるべきだと述べた。

「国際社会はますますIPの価値を高めている。政府は人々の創造性と発明力を刺激し、それをIPに応用し、実生活に生かすべきだ」と彼は述べた。

開発計画にIPを含めることは経済を刺激するとも述べ、もしIPを奨励するための進んだ教育システムがあれば、タイは先進国に対する競争力を確保できるであろうと付け加えた。米国の知的財産の主導的立場にあるLECGのスザンヌ・ハリソン部長は、タイが国外市場での取引を望むなら、IP法の改正が必要だと述べた。

「タイは、IP法の施行を考えていかなければならない。そうすれば、多国籍企業は、この国への投資や取引を自由に進められる」と同部長は述べた。

## 2. 国家イノベーション局、民間による研究プロジェクトにライセンス授与

(タイ・ニュース・サービス、2006年9月5日付)

国内の研究開発の成果を商業利用するため、国家イノベーション局(NIA)は、科学サービス局と連携し、民間企業に3つの研究プロジェクトのライセンスを与えた。

このプロジェクトは、山羊の乳から石鹼を製造する技術、石灰の製造技術、セラミック製の花の製造技術の研究だが、それぞれKovic Kateインターナショナル (タイランド)、Thai Pure Agriculture Foods、CeraLampangにライセンスされた。

これはNIA が研究機関と協力し、国内の研究プロジェクトを実用化しようとする試みの一環だ。6ヶ月前、同局は知的財産マネジメントと呼ばれる新ユニットを設置し、商業化の可能性のある国内研究を更に事業として発展させるため、技術ライセンスのモデルとして民間企業に割り当てている。

NIAの委員会のメンバーであり、科学省のSaksit Tridech事務次官は、この3つのプロジェクトは、国内の研究成果が発明ビジネスに結びつくことを示していると述べた。

この計画により、科学サービス局は民間企業に技術を移転し、そこで研究成果を実用化し、市場向けの大量生産が行われる。

## 3. 国家人権委員会、政府のバイオ・セーフティ法案に反対

(タイ・ニュース・サービス、2006年9月7日付)

国家人権委員会(The National Human Rights Commission)(NHRC)は、バイオ・セーフティ法案が遺伝子組換え作物(GMOs)の商業化への道につながるのではないかという不安から、同法案の撤回を暫定政府に強く求めている。

国立経済社会諮問委員会(National Economic and Social Advisory Council)(Nesac)もこの動きに加わり、GMOs に対する政府方針の明確化を求める準備をしている。

NHRCの生物多様性小委員会のBuntoon Srethasirrote氏は、遺伝子工学技術は人間の健康と環境に重大な影響を及ぼすため、関連機関は法の作成以前に社会的コンセンサスを得る必要があると言う。しかしながら、同法案作成委員会はその過程を省略し、法案の内容が物議を醸す結果となったとBuntoon氏は述べた。

Nesac の科学小委員会のメンバーであるWitoon Lianchamroon氏は、新法は政府の農業施策に矛盾をもたらさだろうと述べた。彼は、政府は遺伝子組み換えのない有機農業を推進してきたにもかかわらず、今度は遺伝子組み換え作物の商業ベースの生産につながりかねない法を施行しようとしていると述べた。

シラバコーン大学の知的財産権と伝統的知識学部のJaroen Compeerapap副学長は、法案には幾つかの欠陥があり、遺伝子工学技術の利用に対するチェック・アンド・バランスシステムの欠如と被害者に対する補償規定の欠如が挙げられると述べた。

天然資源環境政策立案局で法案作成に携わるVithes Srinetr氏は、法案策定委員会はあらゆるコ

メントを考慮し、法案が修正される可能性もあると述べた。

現在、タイでは遺伝子組換え作物の商業ベースでの生産が禁止されている。また、現場での試験的生産も禁止されている。

#### 4. IP 法侵害者を減少させるには民事訴訟がより効果的

(バンコクポスト、ビジネス欄、ページ B2、タイ、2006年9月18日付)

最高裁判事Vichai Ariyanuntaka 氏によれば、知的財産所有者は本当に侵害者に打撃を与えようとしたら刑事告発ではなく、民事事件として訴えるべきである。

模倣者やIPの侵害者は他人の作品を利用し、原作者が合法的に得るべき富を横取りしようとするものだ。彼は、IPを扱うタイ法、特に、2002年営業秘密法などは、被害者に厳正な民事的救済を提供している。その中には賠償額として実損額の2倍を請求できる権利が含まれる。

判事は刑事罰は模倣品製造者を直接に処罰するには効果が薄いと指摘した。通常、起訴されるのは実際の製造者や偽造集団の長ではなく、底辺の労働者や物売りのみである。

ある場合には、労働者は有罪となった場合、実際には懲役罰を承知の上で製造業者に雇われる。結果は職業としての「雇われ犯」の出現である。Vichai判事は、製造者は児童保護法の規制の抜け穴を利用し、子供を雇い模倣品を販売させていると説明する。

彼は、著作権法を管轄する商務省が厳格な刑事罰を規定する現行法を改正するべきだという必要を感じていない。商務省自体、著作権所有者、特に海外の著作権者は現行の法のエンフォースメントに満足すると述べている。

知的財産局長官及び法務長官室国際貿易担当のChaiyot Wiputhanupong氏は、権利所有者、特にエンタテインメント会社は下請けとして有資格の個人や会社のみを採用することに心がけるべきだと述べた。

判事はまたある音楽会社は下請けとしてバイクタクシーの運転手を使い、ロイヤルティーの集金をさせているとも述べた。

#### 5. FTA、暫定政権に対し「過剰」圧力

(バンコクポスト、タイ、2006年9月30日付)

現在の暫定政府は自由貿易交渉(FTA)で国際的、特に米国からの圧力に屈する恐れがあると活動家は警告する。

「クーデターにより起こされた政権は通常国際的圧力に対して非常に脆弱だ」とフォーカス・オン・ザ・グローバル・サウス(Focus on the Global South)の経済研究員のJacquechaiChomthongdi氏は述べた。彼は、米国はこのような「非合法的」政府のイメージを利用し、貿易交渉の相手方に圧力をかけ利益を得ようとする」と警告した。

Jacquechai氏は、近日中に予定される暫定政権の任命により、一時中断されているタイ - 米国間の自由貿易交渉が再開されるのではないかと懸念している。この活動家は最近のタイの事例からして、暫定政権が外国の交渉相手に対し抵抗力が弱いのではないかと心配する。

タイランド生物多様性及びコミュニティ権活動(Biodiversity and Community Rights Action Thailand)(BioThai)のWitoon Lianchamroon長官は、1991年のクーデターの後に成立したアナン・パンヤラチュン(Anand Panyarachun)政権は米国の圧力により1979年特許法の改正に追い込まれたと述べた。

この改正により世界貿易機関が認める期間以上の知的財産権保護への道が開かれたと彼は述べ

た。Witoon氏はまた民主改革評議会(CDR)の顧問として任命された人物の能力に対しても疑問を抱いている。それらの人物の中にはタイ - 米国FTA交渉の前代表Nitya Pibulsonggram氏、日タイ経済連携協定の首席代表Pisan Manawapat 氏が含まれる。

## マレーシア

### 1. 知財裁判所の設置による成果を期待

(Tech & U, 2006年9月4日付)

マレーシアは、国内の知財侵害事件に関する審理のための知的財産裁判所を設置する。今年末に設置が予定される裁判所は、専門性の高い判事と弁護士を擁し、より効果的な司法制度を築き、特許、著作権、商標に関する事件の審査を迅速化させる、とFoo Eu Jin氏は、IP裁判所設置の利点について企業のオブザーバーに語った。

IP裁判所設置の動きは、国内の知財保護制度の強化に役立ち、国内外の知財所有者の利益にもつながる。

マレーシア知的財産庁(MYIPO)の副長官であり、(知的財産)教授であるMadya Rohazar Wati Zuallcobley氏は、知財裁判所の設置により、知財の所有者は自らの権利への自覚が深まると述べ、

「知財裁判所が存在すれば、所有者は自分たちの権利の保護により熱心になり、権利の行使のために裁判所を利用するだろう」

「ひとたび当局による摘発が行われると、事件は直ちに裁判にまわされる。それゆえ、知財法侵害への抑止力として、迅速な対応と判決を下すことができる裁判制度が必要である。」とRohazar 教授は述べた。

現在、知財侵害事件はセッション裁判所(Sessions Court)で審理されているが、知財裁判所の設置により、未処理事件が減るという大きな成果も期待されている。

知財裁判所の設置は、知財事件の起訴や判決過程に直接的に大きな影響を及ぼすことは間違いない。

### 2. マレーシア、バイオテクノロジー産業の高揚のため新政策を発表

(新華社通信, 2006年9月8日付)

現地のメディアによれば、マレーシアのアブドゥラ・アマド・バダウィ首相は、国内のバイオテクノロジー振興のための新施策を発表した。

このプログラムには、バイオテクノロジー企業へのバイオネクサス・ステータス(BioNexus-status)とマレーシア生命科学基金を含み、バイオテクノロジー部門の成長の基本となる礎石と捉えているとバダウィ首相は述べた。「バイオネクサス・ステータス」を与えられた会社は、「バイオネクサス保証法」(Bionexus Bill of Guarantees)の9つのポイントの中にも含まれる特権を享受できると、バダウィ首相は、ネグリセンピラン州のニライでのインノー・生物学的・生物製薬コンプレックス(Inno Biologics' Biopharmaceutical Complex)の開所式の際に述べた。

それらの特権には、所有権の享受、企業の収益に対する10年間の免税、研究室と生産設備の共用使用権が含まれる。各省の横断的委員会がそのステータスを評価し、マレーシア・バイオテクノロジー・コーポレーションが「バイオネクサス・ステータス」を運営管理する。

「また、より多くのマレーシア企業がバイオテクノロジー関連産業に投資し、バイオテクノロジーの知的財産の商業化を目指すことが狙いである。」と首相は述べた。

## シンガポール

### 1. 海賊版ソフトウェアを扱うウェブサイト、34%の減 (ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006年9月8日付)

偽造コンピューターソフトウェアを販売するウェブサイトの数が、今年に入って急激に落ちている。これは、シンガポールでのソフトウェア海賊版比率の全体的減少を反映したものであろう。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の海賊版対策部長のTarun Sawney氏は、2006年前半には1,629の国内サイトで著作権の侵害があったが、これは2005年同期の4,841件の侵害数と比較し、34%の減になったと述べた。

その結果、BSAが違法サイトの取締りのためにインターネットプロバイダーに発行する通知の回数も減り、2005年同期の925件に比し、今年1月から6月にかけて発行された通知は全部で904件にとどまるとSawney氏は述べた。

この減少は、近年の違法ソフトウェアの全体的な使用数減と一致する。BSAは、昨年の国内の海賊版比率は40%で、2004年度より2%落ちていることを明らかにしている。

より強力な著作権法、より厳格な当局の取締り、よりよい普及教育、これらが改善への鍵となったとの見解をBSAは述べている。しかしながら、ソフトウェアの偽造者は、法的制裁を避けるために偽造手法を微妙に変化させている。例えば、ソフトウェアのパッケージを正規商品に似せて作り、消費者はそれにごまかされウェブサイトから偽のソフトウェアを購入してしまうこともある。

政府がインターネットの普及を進める中で、より多くのシンガポール人がこのような手口の危険にさらされるおそれがあるとSawney氏は述べた。

### 2. インターネットの認識を高めるためのBSAライトクリック・イニシアチブ (トゥデイ、シンガポール、2006年9月12日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、ライトクリック・イニシアチブのシンガポール編を開始した。それはインターネットの利用者を教育し、オンラインの危険性を認識させ、ウェブサイト上の著作権を尊重させることである。

「シンガポールはiN2015マスタープランで未来のデジタル世界を標榜し、ブロードバンドの普及とワイアレス化を進めており、シンガポール人はオンライン世界の最大の可能性を手に入れようとしている。これに伴い、シンガポール人がその利点だけに気付くのではなく、オンラインに存在する危険性についても知らねばならない、とBSAのアジア海賊版対策部長のTarun Sawney氏は述べた。

このライトクリック・イニシアチブのため、BSAは1-Net シンガポール、eBay シンガポール、パシフィック・インターネット・シンガポール、MediaCorp テクノロジー、国家インターネット諮問委員会(NIAC)、シンガポール・インフォコム・テクノロジー・フェデレーション(SiTF)の協力を得た。

これらの協賛団体と資金や人材面で正式な契約は結んでいないが、Sawney氏によれば、各協賛団体は、それぞれが所有する整備された通信網を通して、一般への周知を進める。ライトクリック・イニシアチブは、既に中国、マレーシア、フィリピンで開始されている。

### 3. シンガポール・ヨーロッパIP協定を延長 (ストレート・タイムズ、シンガポール、2006年9月21日付)

シンガポールとヨーロッパは知的財産権の推進と管理で協力を深めることに同意した。特許のような法的権利は広い意味でアイデア、発明、芸術作品を盗用から防ぐものである。

シンガポールとヨーロッパの知財局は IP 資産の管理をより重視することを含む協力協定の延長を行った。3 年前に初めて調印された覚書では、両国が特許への認識度を高めるための舞台が提供された。

会議の開会式で、法務・内務上級国務大臣の Ho Peng Kee 氏は、「アジアがヨーロッパから学ぶことは多いし、ヨーロッパが成長を続けるアジアから得るものも多い。IP 分野で両地域が協力を深めることにより、すべての者に成果をもたらす」と述べた。

2 日間に及ぶヨーロッパ - アジア特許情報会議は 13 カ国からの IP の専門家が出席し、この分野の爆発的な成長から派生する問題について討論する。今年度の会議は、特許情報が次期成長産業と呼ばれるバイオテクノロジーのような特殊な分野に如何に応用されるかを見つめるものだ。参加者はまた当地の企業が如何に特許を利用し、ビジネス価値を生み出すことができるかについても話合う。

「特に興味深い分野は IP 管理の知識の拡大と応用性であり、その中には IP の創造、保護、利用のサイクルを統合することが含まれる」と Ho 準教授は述べた。

自社のアイデアや創造物を保護するため特許を出願する国内企業は増加していると彼は付け加えた。このような出願件数は過去 5 年間で約 10% 伸びたと彼は述べた。昨年だけで 572 件の出願があった。

#### 4. 知的財産の出願 37,883 件に達す

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006 年 9 月 21 日付)

過去数年間で特許、意匠、商標の出願数が増加し、シンガポール企業は知的財産の価値への認識を深めたようである。

シンガポールの知的財産局(Ipos)は昨年度37,883件の特許、意匠、商標の出願を受けた。Ipos では2005年に8,605件の特許出願を受け、2004年度から8.2%の増であった。商標出願は2004年の23,248件から16.1 %増の26,986件の大幅増であった。

商標の国際出願に関する条約であるマドリッドプロトコルに基づき、シンガポールを本国として商標の国際出願をした件数は57%上昇した。出願数の増加にもかかわらず、シンガポール国民に与えられた特許件数は560件と、シンガポール国民以外に与えられた7,120件を大きく下回っている。

#### 5. 法制度、テクノロジーに追いつくべし

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006年9月30日付)

最高裁判所長官のChan Sek Keong 氏は会議で大規模市場ライセンスの使用増により、知的財産権所有者は以前より有利な立場におかれていると述べた。

Chan 長官は、電子商取引の到来はIPのライセンス使用を革命化し、知的財産権の所有者は今では直接にエンド・ユーザーと交渉でき、IPのライセンサーとライセンサーのバーゲニング・ポジションに変化をもたらしていると述べた。

「一般的なクリックで完了するライセンスはインターネット・ライフの一方式となり、それによりIP所有者はライセンサーに条件を課すことができる」と彼は述べた。これらの契約条項は使用者に制限を加え、それは既存の制定法の下での条件より厳しくなっており、このようなやり方はIP法の一般への利益バランスを崩す恐れがあるとChan 長官は述べた。

「承諾します」というボタンをクリックするだけで法的に危険領域に入り込むと誰が考えたろう」と彼

は言う。

Chan長官は非合法的な利益を得るためにIP体制を悪用するような違法な商業化をふるい分けるため、より強力な監視が必要となると警告した。

「IP革命の成功を維持するためには、このような違法行為撲滅のため、我々の法制度がいかに効率的、効果的に作動するかにかかっている。」と彼は述べた。

## フィリピン

### 1. 日本とフィリピン、労働力移動を含む自由貿易協定に署名 (BBC モニタリング・アジア・パシフィック、2006年9月9日付)

日本とフィリピンは土曜日(9月9日)、自由貿易協定に署名した。これにより二国間貿易総額の94%の関税が廃止され、フィリピン人の看護婦及び介護者の日本での労働が許可される。これは、2004年から始められた交渉の締めくくりでなる。

日本の小泉純一郎首相とフィリピンのグロリア・マカパガル・アロヨ大統領は、ヘルシンキでの2日間に及ぶアジアヨーロッパ会議に先立ち、FTAに署名した。

この協定は、フィリピンにとっては初、日本にとってはシンガポール、メキシコ、マレーシアに続く4番目の締結となる。日本にとっては、フィリピンとの間の労働力の移動について規定した最初の協定となる。

また、自由貿易協定はサービス、投資、貿易の円滑化の手段、知的財産権保護、さらに人材育成、省資源、観光、道路整備等の10の分野で、フィリピンのプロジェクトに日本が協力する。

### 2. 政策立案者、著作権法の改正を要求 (ビジネス・ワールド、2006年9月14日付)

政策立案者は、フィリピンの国内総生産の5 - 10%を占める中核となる著作権産業の保護のため、著作権法の早急な改正を求めている。

Quirino県の国会議員Junie Cua氏と知的財産庁のAdrian Cristobal, Jr長官は、著作権法をより「精緻」なものとし、各分野を網羅したより明確なものとするよう求めた。

「急速な技術の進歩にあわせ、我々の著作権法の規定の改正が必要だ。我々の法律は、通常の放送電波や商店のような旧来の流通ルートで販売される商品のみでなく、インターネットを通じた販売も保護しなくてはならない」とCua氏は述べた。

国会議員、特に、下院の通商産業委員会の委員長は、法はオンラインの海賊行為についても言及すべきだと述べた。現在の知的財産関連法は、オンライン媒体の侵害に対して明確な規定がない。さらにCua氏は、法には、一時的な複製であっても違法と規定する複製の明確な定義が必要であると述べた。

「我々の法律は、侵害の概念を明確に分類だてて定義すべきである。それにより違反者が、法が曖昧であるとか、法に規定されていないという理由で起訴を逃れることがないようにしなければならない」と説明している。

現在、下院では、知的財産法の改正を求めて、2つの法案が継続審査中である。これらの法案はImee Marcos氏とJose Clemente S. Salceda氏の2名の下院議員から提出されたものであるが、実演者、レコード製作者、放送事業者に、芸術文芸作品の著作者と同様の権利を与えようとするものだ。

両法案とも、現在の著作権の有効期間に20年を追加することを提案している。現行法によれば、著作権は、作者の生涯と死後50年間で有効である。

### 3. 明確な国家IP戦略を求めて (ビジネス・ワールド、2006年9月14日付)

知的財産問題への一般大衆の意識の低さが、現在の著作権分野を充実させようとする国家戦略を

始める中で、フィリピンが直面している主要課題の1つであると、知財当局は述べた。

国家知的財産計画策定の方針が昨年発表され、当局は今後の方向を決定するため関係者と調整に入っている。

「この1～2年の間に計画を完成させたい」と、2日間に及ぶ知財会議に出席していた知的財産庁(IPO)のIreneo M. Galicia長官は非公式に述べた。

国家戦略は、現行の著作権法のエンフォースメントを強化し、同時に、特にIPを保護推進する立場の政府や他団体の権限強化のために必要な法律を制定することだと、当局は述べている。また、著作権に関連した産業の経済的貢献度に価値を与えようとするものでもある。

#### 4. 疑わしき偽造食品没収される

(フィリピン・デイリー・インクワイアラー、2006年9月23日付)

今回のメトロ・マニラ・バーゲンマーケットでの摘発で偽物の疑いのある食品が没収された。

フィリピン国家警察の犯罪捜査摘発グループの刑事は、小売店舗のMai-Mai、Rose N Tess及びAling Duneでは、偽造の疑いのある商標をつけた酢と醤油が販売されていたと発表した。

これらの店舗はマンダルヨン(Mandaluyong)市のカレントン(Kalentong)通りのマンダルヨン・フリマーケットに存在する。Ricardo N. Sto. Domingo 大佐率いる摘発チームはマニラ地方裁判所第33支部のReynaldo G. Ros 判事からの捜査状を携行した。

容疑者の店舗所有者は警察に協力し情報を提供することを誓った。警察はその情報から商品の出所が突き止められる事を期待している。

警察は偽造品の製造、流通、販売は知的財産権法(R.A. 8293) に違反し、公衆の健康と安全に危害をもたらすと述べた。

#### 5. ガソリン・セイバーの発明者、IPO の助力を請う

(マニラ・タイムス、2006年9月27日付)

カオス・ガソリン・セイバー(Khaos gas saver)と呼ばれるガソリン節約器を発明した Planas氏は、この器具を製造し販売した不謹慎な輩がいることを知り、マカティ市の知的財産局に助けを求めた。

Planas氏は彼の発明の模倣品が「広範に」出回っているため知的財産局に保護を求めた。彼によれば、彼の発明のコピー商品が流通しているという報告が何件も寄せられたという。

偽物は、正規のものとほとんど同価格だが機能的に劣る。彼は国内外の正規ディーラーで購入するよう運転者に訴えている。この発明は海外からも注目を集め、何人かの外国人から燃料節約器具販売のディーラーとなる申し出を受けているとPlanas氏は述べた。

国外のディーラーからの申し込みも急速に増えているが、この器具のディーラーになるためには厳しいスクリーニングをパスしなくてはならないと、Planas氏は述べた。カオス・セイバーは21カ国で流通し、1万台が販売されたと彼は付け加えた。

#### 6. フィリピンの国連代表、WIPO総会の議長を務める

(フィリピン・ニュース・エージェンシー、2006年9月27日付)

ジュネーブでフィリピンの常任国連代表を務めるEnrique A. Manalo 大使は、火曜日、世界知的所有権機関(WIPO)の第42回総会を開会した。彼は2年連続で議長を務める。

WIPOの最高の意思決定機関である総会は9月25日から10月3日まで開催され、同機関の現在の

活動を総括し、翌年度の課題を決定する。

183の加盟国を擁するWIPO は世界の知的財産保護の推進を担当する国連の専門機関である。

総会の議題には、放送条約(Broadcasting Treaty)に関する外交会議開催の提案、WIPO の開発アジェンダに関する暫定委員会(PCDA)任務の更新提案、特許常任委員会(SCP)の設置と作業計画が含まれる。

昨年総会はPCDA に対し開発の次元を強化する方策を探るよう命じた。しかし、6月に開催された直近のPCDA 委員会でメンバー国は、WIPO開発アジェンダの将来事業の決定を今年度の総会に委ねた。

特許常任委員会でも4月に開催された委員会で、将来の作業計画に関して合意に至らず、WIPO 総会に決定を委ねた。

この決定に至るまでには、今年3月1日から3日まで開催された実体特許法条約(SPLT)に関するオープン・フォーラムも含めて何回もの諮問が行われ、そこでもManalo大使が議長を務めた。

著作権と関連する権利に関する常任委員会は、ほぼ10年に及ぶ集中的な交渉の結果、ケーブル放送を含む、放送機関の保護のための外交会議を2007年7月11日から8月1日にかけて開催することを提案した。この提案は、外交会議の基礎となる基本的提案に関して、ほぼ10年に及ぶ交渉の末になされたものである。

本会議へのフィリピンの代表団にはフィリピン知的財産委員会のAdrian Cristobal 長官とNevah Velasco 委員長が含まれる。

#### 7. Manalo 大使、WIPO の会議で議長に (マニタ・タイムス、2006年9月28日付)

スイスのジュネーブで開催された第42回世界知的所有権機関(WIPO)総会で、フィリピン人が議長を務めている。

外務省スポークスマンのEd Malaya 弁護士は、水曜日、Enrique Manalo 大使が総会の議長を務めたと述べた。フィリピンの国連代表であるManalo大使は、2年連続で総会の議長を務めた。

ジュネーブでの会議は10月3日まで開催される。WIPOは国連の機関で、世界の知的財産権の保護と推進を目指し、183カ国が加盟している。Malaya 弁護士は、フィリピンの代表団にはフィリピン知的財産庁のAdrian Cristobal長官とNevah Velasco部長が含まれると述べた。

## インドネシア

### 1. インドネシア - 米国自由貿易交渉でIPR問題の集中的見直し

(ビジネス・インドネシア、2006年9月1日付)

政府は、米国との自由貿易交渉(FTA)の中で、知的財産権問題についてより集中して注意深く見直す必要がある。

インドネシア大学法学部講師のInsan Budi Maulana氏とKhrisna Dwipayana氏は、米国とのすべての交渉で、TRIPs条約の規定に則るべきだと主張した。

条約の規定に則り、インドネシアは過剰な知的財産権保護を与えずとも、知的財産権制度を発展させる余地があり、「知的財産権に保護を与えながら、インドネシアの経済発展も継続できる」とInsan氏は述べた。なお、同氏は知的財産権のコンサルタントでもある。

政府がTRIPs 条約に準拠しない場合は、インドネシアの交渉能力が特に貿易と産業の分野で低下するのではないかとInsan氏は懸念している。

インドネシア第三世界ネットワーク(Third World Network)のコンサルタントHira Jhamtani氏によれば、TRIPsは時にして発展途上国に重荷を負わすが、柔軟性もある。その一方で、FTA交渉にはその柔軟性を減ずる向きもある。「交渉で合意したルールは、TRIPsプラスと呼ばれる」とHira氏は先週開催されたセミナーで説明した。

米国は、すべてのFTA 交渉でTRIPsプラスを主張する、とHira氏は続けた。米国の知的財産権制度は過去10 - 15年間で変化を見せ、知的財産権所有者により多くの権益が与えられるようになったとHira氏は説明した。

Hira氏は変化の例を挙げ、その中には、すべての発見を網羅し、誰でもどんなものでも特許化できるようにするための発明期間の延長を含むが、「これは、FTA を通じ米国が発展途上国に輸出した機能障害を起こすシステムと同様のものだ」と述べた。

それゆえ、政府は、FTA交渉に取りかかる前に関連機関と調整を図る必要がある、とInsan氏は付け加えた。

### 2. 政府のライセンス法、2006年末に公布

(ビジネス・インドネシア、2006年9月11日付)

政府は、外国からの投資に信頼感を与え、インドネシアにライセンスを保持する者がライセンス提供者との間で問題を生じた場合、彼らの権利を保護するため、2006年度末までにライセンス法を政令で公布する予定である。

法務人権局の知的財産権総局のAbdul Bari Azed長官によれば、この政令は同局の発案によるが、期限内に政令の策定を終了させるべく努力している。

「ライセンス法の策定がまもなく終了すると期待している。現在、法案は各省間での討議の段階に入っている」とAbdul 氏は述べた。インドネシアではライセンスを受けたビジネスが急速に増加していると認める。しかしながら、ライセンスを受けたビジネスに対する法規則がないため、事業者は知的財産権総局長官に事業の登録を届け出ているにすぎない。

「政令の公布により、我々はライセンス保有者及びライセンス提供者に同様に保護を与えることができる」とAbdul氏は付け加えた。

かねてより、インドネシア・ライセンサー・フランチャイザー(Wali)協会は、海外の投資家がライセンス

事業に対する法的保護がないため、インドネシアへの投資を敬遠したことを受けて、ライセンスとフランチャイズ事業を規定する政令の公布を政府に要請していた。

### 3. WIPO放送局に関する条約未承認

(ビジネス・インドネシア、2006年9月19日付)

世界知的所有権機関(WIPO) 加盟国は、先進国と後進国との間の意見対立のため放送局に関する条約の内容で合意に至っていない。

法務人権局の工業デザイン著作権部長のAnsori Sinungan 氏によれば、発展途上国は条約によって何が守られるかを最初に知りたいと望む。

「発展途上国は結果的に条約が損害をもたらすだけに終わって欲しくないので、非常に注意深い議論を行っている。」とAnsori 氏は言う。彼は最近スイスのジュネーブで開催された第15回著作権と関連する権利常任委員会に随行した。会議では特に放送局に関する条約の内容について論議が行われたと、彼は語った。

Ansori氏が明かすところによれば、いまだに合意点に達しないのは、特に、放送、信号の定義と放送パッケージの保護が及ぶ範囲(例えば、スポーツ番組を流す喫茶店の権利)についてだ。

「この問題は来年ジュネーブで開催される外交フォーラムで最初に討論される」とAnsori 氏は説明を加えた。

彼によれば、技術分野では先進国はより成熟した放送局を既に持っており、その保護のため条約の制定を望んでいる。

彼は具体例を挙げ、VOA (Voice of America) と BBCのインドネシア向け音声信号は明瞭であるが、インドネシア放送局が先進国に発している信号はどうであろう。だから彼ら、先進国は保護を求めると説明した。

知的財産権分野では、遺伝子資源や伝統的知識のような新規の課題が発生しているとAnsori 氏は続けた。

WIPO の発展途上国は生物多様性の保護を求めるが、先進国は常にその動きに抵抗する。例えば、インドネシアにはレッド・フルーツやメンクド(mengkudu)のような産物がある。「今までずっと、先進国は生物多様性に関する産物を、何の補償もなしに発展途上国から奪おうとしてきた」と彼は付け加えた。

## ベトナム

### 1. ベトナム、知的財産権でEC、アセアンとの関係強化

(タイ・ニュース・サービス、2006年9月7日付)

ベトナム及び他のアセアン加盟国、欧州委員会(EC)からの専門家が、9月5、6日ハノイに集合し、知的財産の経験を交換した。

ベトナム著作権局(COV)とEC-ASEAN知的財産権協力プログラム(ECAPII)により企画された、著作権と著作隣接権徴収管理セミナーで、海外からの専門家はヨーロッパ、ベトナム、他のアセアン諸国の著作権と著作隣接権徴収管理について概括を発表し、現在の進捗状況と将来へのチャレンジにつき、意見を交換した。

著作権産業のベトナム代表は、ベトナムの出版者、芸術家、著者と国内の徴収管理システムの進歩について意見を交わした。

COV 局長のVu Manh Chu博士は、このセミナーは著作権分野について、ECとASEAN諸国の中で特別な援助協力プログラムにより開催された初めてのセミナーだと強調した。本年の7月1日よりベトナム知的財産法が施行されたこの時期に、このようなセミナーの企画は著作権価値の標準化に向けた1つのステップであり、著作権保護を促進させるであろう。

国際レベルでは、ベトナムは文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約や実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約のような国際的に重要な条約に加盟し、これらの権利の保護を約束している。

### 2. 米国の講演者、IPRで国内企業と情報交換

(サイゴン・タイムス・デイリー、2006年9月14日付)

米国連邦巡回控訴裁判所のRandall R. Rader (R)判事は、マジェスティック・ホールで知的財産法と反ダンピング法について国内60社の企業代表と情報交換した。

ワークショップの主要議題は、法的商業的紛争、知的財産権、特許、商標、侵害による損害、世界貿易機関の下での国際裁定官などである。

Rader判事は、米国市場に深く入り込むためには、ベトナム企業は国家レベルでの法の遵守とコンサルタントとしての弁護士を見つけることが肝要だと薦めた。

### 3. 著作権に関する新法令

(タイ・ニュース・サービス、2006年9月26日付)

グエン・タン・ズン首相は民法典の幾つかの条項と著作権及び関連する権利に関する知的財産法を公布し施行する法令の文書に署名した。この法令は1996年11月29日に発せられた法令第76/CP号を改廃するためのものだ。

新法令は、著作権及び著作隣接権、例えば実演家権、レコード製作権、レコードスタジオで製作されたイメージなどの行為を行うベトナム及び外国の機関、個人に対して適用されるものだ。

7章48条からなる新法令は、政府が著作権及び関連する権利を管理する権限があると規定している。

文化情報省は著作権と関連する権利の国家管理の所管であり、この分野での国家、組織、個人の

法的権利を保護するため必要な手段を講ずる。

文化情報省はまた、著作権及び著作隣接権の侵害への検査、処理を監督し、これに関係した請願や告発を審査する責任を負う。

#### 4. VNPT 商標システム導入へ

*(タイ・ニュース・サービス、2006年9月26日付)*

ベトナム郵便通信グループ(VNPT) はWTO への加盟に合わせ競争力を増すために商標認識新システムを導入した。

一方では、サービスの質向上のため、同グループでは14のアクセス・ポイント(POP) メディア・ゲートウェイを追加し、旧PSTNネットワークと次世代ネットワーク(NGN) のインターフェースの場として利用する。これらのPOPは、県をまたいだ通話やデータを拾い、NGN に転送する。

## インド

### 1. 専門家、植物品種の実態把握と登録を推奨

(プレス・トラスト・インディア・リミティッド、2006年9月1日付)

当地のタミル・ナドゥ農業大学で開催された「植物品種保護と地理的表示」に関するワークショップの開会式で、特許審査官のSanthanakrishnan氏は、インドは多様な農業品種を抱え、45,000種類の植物品種と75,000種の生物が存在していると述べた。

オーストラリアで行われたように、これらの動植物の実態把握と登録が早急に求められているとSanthanakrishnan氏は述べた。

インドにはUnaniとAyurvedaという古来の医療知識体系があり、その中では多くの動植物の部位について語られている。しかしながら、これらに対する地理的表示がなく、対策を打たないと失われる恐れもある。

インドにはマラバー胡椒(Malabar pepper)を保護する規定がないため、国際市場ではベトナムの胡椒として販売されているとSanthanakrishnan氏は指摘した。

タミル・ナドゥ州の科学技術委員会の常任委員P Iyamperumal氏は、多くの伝統的薬草医薬は、旧世代が後継者に彼らの知識を承継させなかったため消滅したと述べた。

デリーの技術情報予測分析委員会の上級科学員Yashwant Dev Panwar氏は、特許及び知的財産権の様々な側面につき簡単な報告を行った。

### 2. 日本、インドでIPRのコース提供

(ヒンズー、2006年9月6日付)

日本の特許庁と社団法人発明協会は、インドで知的財産保護の普及啓蒙プログラムを提供した。Mohan Associates法律事務所のシニア・パートナーBrinda Mohan 女史によれば、同プログラムはインド知的財産同窓会により実行されたと述べた。

この同窓会のメンバーには、発明協会の研修を受けた者が含まれている。その目的は、この分野での研修受講者数を増やすことであると同女史は述べた。過去10年間で70名以上の者が日本で研修を受けた。インドは、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアに続き、同様の会が設置された5番目の国だ。

### 3. IPRへの意識を醸成

(ヒンズー、2006年9月10日付)

知的財産権(IPR)法は、現代の知識重視の経済では重要性を増している、とタンジャバル地域警察のAbhash Kumar副捜査司令官(DIG)が述べた。

Shanmugha芸術科学技術リサーチアカデミー(SASTRA)で開催された、「警察権力による知的財産権法のエンフォースメント」と題した2日間に及ぶワークショップの冒頭で、Abhash Kumar氏はかつて経済は製造業と農業に基礎を置いていたと述べた。

Kumar氏は、中国ではIPR法の侵害は非常に深刻だと述べた。インドでは、IPR法の周知が図られるべきだ。IPR侵害に対応する適切な法はあるが、エンフォースメントが欠如しているとAbhash Kumar氏は述べた。

#### 4. インドは科学者への知的財産法検討

(プレス・トラスト・オブ・インド・リミティッド、2006年9月10日付)

インド政府は、国内の大学の発明能力と柔軟性を推進するため、米国型の立法を導入することを計画している。これらの大学では、科学者とその創作に対して初めて知的財産の所有権を与えられるとKapil Sibal 科学技術相が当地で述べた。

Sibal大臣は、大学教授の特別なプロジェクトに対して米国の国家保健庁(National Institute of Health) (NIH)のような公的援助機関より研究費が授与され、研究者により創造された知的財産は研究費の提供団体ではなく研究者個人のものとなり、科学者達の発明を奨励すると説明した。発明が製品となった時、発明者は通常のロイヤルティーを受け取ることができる。

「法案作成作業はすでに終え、間もなく内閣に送付され、冬期議会で討論されると期待している。」とSibal大臣は述べた。個人のレベルで、公的機関は知的財産の創作者に利益を与えることができると大臣は述べ、現在進められているSamtel 社とカンプール工科大学(IIT Kanpur)の教授陣との連携を引用した。しかし現在、まだその権限はない。

#### 5. 著作権、商標、特許侵害をカバーする保険増

(ヒンズー、2006年9月12日付)

保険会社は、製薬やIT企業の中で著作権、商標、特許侵害の保証を取り入れている会社が増加していることに気付いた。これは海外での訴訟経費や被害をカバーするものだ。特許保険は複雑で隙間をカバーするものだが、照会件数は増えている。

「我々は製薬業界、IT、エレクトロニクス、バイオテクノロジー、自動車、医療機器業界から多くの問い合わせを受けている。我が社はここ数ヶ月のうちに、新保険商品を発売する予定である。」と、国内の損害賠償責任保険の大手ブローカーの1つ、ホーデン・インシュアランス・ブローカーズ(Howden Insurance Brokers)のコーポレート・ビジネス部門副社長のAnup Mathur氏は述べた。

世界的には、特許の出願数が1980年の66,000件から2001年の183,000件へ、特許クレームが750件から3,000件に伸びている。推定では、昨年度は275,000件ほどの特許出願があった。

「製薬会社とIT企業は事業の統合を進めており、海外での買収を進めている。それゆえ、リスクについても承知している。特許クレームは過去5年で倍増し、特許の裁定額が1億米ドルを越える場合も珍しくない」とMathur氏は述べた。

インドの会社は、500 - 1,000万米ドルの賠償限度額の特許保険を求めている。このような保険の場合は、賠償限度額の10%程度の一部負担を伴う。

インドの保険会社は保険額を引き受けるだけの財政力がないため、約99%の保険が再保険にかけられている。外国の保険会社によるテラーメイドの商品もあり、保険業者は契約書にサインするだけのものもある。New India Assurance 社は、特許侵害保険をIT企業に発行した。

「特許保険は一般に普及しておらず、保険金の支払い時はより困難なことになるかもしれない。著作権及び商標保険の方が普及しており、損害賠償額認定の難しさの度合いも低い。」とインド保険リスク・マネジメント・サービスのコーポレートサービス部長のC. Radhakrishna 氏は述べた。

#### 6. インドの特許法、ソフトウェアまで拡大すべし

(ヒンズー、2006年9月14日付)

マイクロソフト社のリサーチ戦略主任のCraig Mundie氏は、インドの特許法はソフトウェアの知的財産保護を網羅していないという事実懸念を表明し、この問題を早急に改善する必要性を強調した。

インド商工会議所(FICCI)主催の「知識経済におけるIPRの役割」と題した対話会議で、Mundie氏は、インドは知的財産権の徹底で多くの進歩を遂げたが、ICT（情報通信技術）で超大国になるためには、特許を独立した事業と捉えることを肝に銘じなければならないと指摘した。

これはインドを製造業とサービス業立国から、発明立国へと前進させる重要な鍵となるであろうと同氏は述べている。

科学産業研究評議会(CSIR)のR. A. Mashelkar会長は、知財分野の現況について寸描を加えた後、先進国は強力な知財法の利益に浴するが、インドのような国は社会のトップの人々と同時に底辺層の国民にも配慮しなければならない。知財体制ではバランス感が重要だと述べた。

Mashelkar博士は、インドでの海賊行為は深刻な問題で、罰則は迅速、確実に厳格でなければならない。上部レベルの委員会がこの点についての提案をし、この問題は現在、政府の検討課題となっている。

マイクロソフト社は、ソフトの海賊版比率を減らす目的で、インドにプリペイド・カードを導入し、顧客はそれを使ってその場で料金を支払うことなく同社の真正のソフトにアクセスできるようにすると述べた。

## 7. 商標セミナー

(ヒンズー、2006年9月18日付)

アンドラ・プラディッシュ高等裁判所のI. Narasimha Reddy判事によれば、代替的紛争処理システムは法手続きを補完するもので、代用的なものではない。彼は、ハイデラバードのアンドラ・プラディッシュ商工会議所が主催した「知的財産権としての商標のインパクト - 問題と実践的解決」と題したセミナーで語った。

T. N.C. Rangarajan判事は基調演説で、IPR関係の紛争解決のため代替的紛争処理システムの重要性を説明した。何人かのスピーカーは現在の知識重視型社会での知的財産権の重要性を強調した。

## 8. ソフトウェアの海賊行為減少へ

(エコノミック・タイムス、2006年9月22日付)

インドのソフトウェアの海賊版率は2005年度2%下がり、72%となった。海賊版比率が下がったのはアジア太平洋地域ではインドを含め4カ国のみだった。しかし、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)によれば、インドはソフトの海賊行為と戦うためもっと積極的になるべきである。

中国とインドを比較すると、両国ともそれぞれ86%と72%という高い海賊版比率であるが、BSAの会長でありCEOのRobert Holleyman氏が語るには、「過去18ヶ月の両国の記録を見る限り、中国の方がよくやっている。中国政府は、インドに比べて、ソフトウェアについてより時間をかけて議論している。彼らは、海賊版をチェックしないと強力な国内市場を持つことができないと知っているからである。これが同国の海賊版比率の4%の低下につながった。」

海賊版対策への挑戦は新規のものでインドに限ったことでもない、世界中で海賊版比率低下のためにとられている有効な方策があると彼は述べた。「盛況なITの輸出部門と未開発な国内市場というこれほどアンバランスな国はほかにはない。先にIDCとBSAが行った研究によれば、もし海賊版比率が2009年までに(74%から)10%落ちたなら、国内市場に大きなインパクトを与え、ITセクターは74億米ドルから195億米ドルに成長するだろう」と同氏は述べた。

Holleyman氏は、インドで海賊版撲滅のため政府とパートナーシップを組んで協力する話をした。BSAはこれからの18ヶ月でインドとパートナーシップを組んで、教育、エンフォースメントの新プログラ

ムを始める予定とのことである。

インドの現行法について問われたBSA 会長は、基本的な法は健全だが、エンフォースメントが強化されるべきだと意見を述べた。「現在の裁判所の未処理案件を見ても、インドはIP裁判所を持つことを考えてもよい。西ベンガル州などの州は、IP裁判所の可能性を探っている」と彼は付け加えた。

#### 9. インドの裁判所、抗ガン薬特許紛争の審理に入る

(アソシエイティッド・プレス・ニューズワイアー、2006年9月26日付)

インド南部の裁判所は火曜日、スイスの大手製薬会社Novartis が良く知られた抗ガン薬Gleevecの特許を求めた裁判の審理に入った。この裁判は、公衆衛生の活動家から多国籍企業よりだと批判されているインドの新特許法のテストと見られている。

今年、Novartis社は、抗白血病薬のGleevecの特許を出願したがインド特許庁より拒絶され、その後、チェンナイ高等裁判所に何件かの訴状を提出した。インドの製薬会社の何社かはジェネリック薬を製造し、スイスの製薬会社のほぼ10分の1の価格で販売した。Gleevec の1か月分の服用にかかる費用は約2,500米ドルである。

援助グループは、もしNovartisが勝訴し、インドの会社がGleevecのジェネリック薬の製造を禁止されたら、インドの何万人というガン患者は困窮するだろうと述べた。

2005年1月1日に施行されたインドの新特許法は、1995年以降の新発明に適用される。1995年はインドが世界貿易機関に加盟した年であり、加盟国の特許法はその規制を受ける。

インドの製薬会社と援助グループはGleevec は1995年以前に開発された新しい形の古い薬品(imatinib mesylate)だと述べた。

インドのかつての特許制度下では、国内の製薬会社が高価な欧米薬品のコピー薬を低コストで製造し、年間所得が700米ドルに満たないこの国で、手の届く範囲の薬の市場を作ることを認めていた。

特許法が改正され、インド議会は国民の健康を守り、援助グループや国内業者から挙げられた懸念を払拭するため、新法に幾つかの安全策を加えた。

新法では特許は基本的な分子構造に関してのみだ。これにより、会社が利益を受けるのは20年間のみで、その後はその薬、及びいかなる副産物も、合法的にコピーができる。法は、今回のNovartisの例のように、特許が設定される前に争うことも認めている。

#### 10. PSUs は情報権利法から営業秘密を除外

(エコノミック・タイムス、2006年9月29日付)

公共機関(Public Sector Units)は、営業秘密や知的財産権などの重要な情報を、情報権利法(Right to Information (RTI) Act )に基づき、公開する必要はない。なぜなら、公共機関は事業利益や情報を守る必要があるからとコミッショナーのMM Ansari 氏は明言した。

この問題に対する中央情報局の立場を説明し、Ansari 氏は「法は、公共機関(PSUs)がその機能を果たすための合法的な営業秘密と知的財産を保護する条項を設けている。それゆえ、これまでのところ、どの公的機関からも情報権利法が業務に差障りがあるという不満を受けていない」と述べた。

Ansari 氏は、RTIは意思決定プロセスを能率化し、より客観化するために役立つので、PSUsはIT機器を使い、情報の共有化体制を導入する必要があると述べた。それは、不服のあるスタッフにとって、RTIを使い公的機関のサービスに関する情報を得るための特許ツールである。

これはまた苦情処理メカニズムが機能していないという証拠を提供する。それゆえ、PSUs が自らの内部システムが旨く作動し、より信頼が置けるように見守ることが必要である。

これはより透明なシステムと内部告発を伴うコーポレート・ガバナンス・メカニズムへと導く。

民間セクターも責任を持ち、人々が民間団体とNGOについて、それぞれの所管局や統括団体を通して情報にアクセスできるようすべきであるとAnsari氏は述べた。彼は参加するPSUsに対し、RTI法の下で商業的な機密情報やIPRの開示について恐れる必要はないと保証した。

SCOPEのSM Dewan長官はスピーチの中で、国家にとって主権を維持することが最重要であると同様に、営利団体では競争力は必須だ。しかし、ある者が情報を得たことで利益を得た場合、公的機関がどのような特例に預かるのかという問題は話合う必要があると述べた。

専門家グループは公的機関に関する営業機密情報は議会で論議されないよう、スクリーニングのための委員会を設置することを要求し、事態は深まった。

議会で論議される情報は公的なものであり、公的機関の利益に反し、競争者がアクセスし、彼らに利用されることもある。チーフ・インフォメーション・コミッショナーのWajahat Habibullah氏は、PSUは情報権利法に従い17のカテゴリーで開示をすべきだ」と述べた。

同コミッショナーはPSUは業務遂行の中でとられた、すべての行政的、準法律的決定の理由を明示し、一般人が自分に影響を及ぼす情報にアクセスできるようすべきであり、それらの情報の記録は近代化し、コンピューター化すべきである、と述べた。

#### 11. 米国、インドにデータ保護を求める

(ヒンズー、2006年9月29日付)

米国大使館の経済担当参事官補のJohn Fennerty氏は、アメリカ企業は政府が十分なデータ保護を保証しない限りインドへの投資を控えると述べた。

Assocham(インド商工会議所連盟)により主催された「知的財産権」セミナーの冒頭、Fennerty氏はインドの現行の知的財産権はデータ保護が十分でなく、それが海外からのニューデリーへの投資を妨げる。

彼は健康産業からの声を引用し、インドの国民は国内の製薬会社が製造した健康薬品のみ手にすることができるが、インドが十分な知的財産権保護を与えないため、世界的に知られた健康薬品を手にはできない。

Fennerty氏は、インドは多国籍企業が厳しい開発研究の結果作り出した知的財産に対し、100%の保護を保証するような法を可決するべきだと述べた。

#### 12. 伝統的医薬品パブリック・ドメインへ

(エコノミック・タイムズ、2006年9月30日付)

政府はAyushと協力し、106,000件の伝統医薬のデータベースを準備し、インドの薬に関する国際的な特許化に先手を打つため、まもなくデータをパブリック・ドメインに入れる。

「一度これらの伝統知識がパブリックドメインになれば、国際的な機関はこれらを管理する組織なり協会にロイヤルティーを支払うだけで使用が可能になる」産業政策振興局(DIPP)の事務局長Ajay Dua氏は述べた。

政府はまた各国の特許庁と利益配分契約を結び、インドがロイヤルティーを取得できるようにすると、彼は付け加えた。

世界知的所有権機関の国際的な基準作りの過程で、開発アジェンダの統合で手詰まり感があることに触れ、Dua氏は、インドは111の課題すべてを1件ごとに話合うのではなく、課題をまとめて、そのままとまりごとに作業すべきだと提案したと述べた。

## パキスタン

### 1. 反海賊行為、地球的脅威、地球的権利の論議

(ビジネス・レコーダー、2006年9月15日付)

Pemra(パキスタン電子メディア委員会)委員長のIftikhar Rashid氏は、WIPO とパキスタン知的財産機関(IPO-Pakistan)が共催した「地球的脅威、地球的権利」と題された反海賊行為に関するワークショップ、WIPO知的財産権エンフォースメント・ナショナル・ワークショップで演説した。

新聞発表によれば、この演説の中でPemra の委員長は、責任と権威を明確にし、徹底的に集中したアプローチの採用と、地球環境に沿った知的財産権の保護が必要であると強調した。

委員長は、聴衆にPemraの中心課題は情報、教育、娯楽の水準を上げ、テレビ/放送の可能な選択肢を増やし、地元のコミュニティレベルでの人々のアクセスを向上させるため、責任の移管を促進することにあると述べた。

また、同委員長はパキスタンの放送メディアは過去2年間でミニ改革を経験し、Pemraは既存のメディアだけでなく、DTHやIPTVなどの新技術に対してもライセンスの発行を行うことができたと述べた。Pemraは、FMラジオ放送をパキスタン国土の隅々まで行き渡らせるだけでなく、多くのFM局の違法放送を中止させる契機となった。

### 2. ソフトウェアの海賊版押収される

(ビジネス・レコーダー、2006年9月16日付)

カラチ警察は当地のリーガル・トレード・センターで違法ソフトが搭載された2台のコンピューターと760枚の違法ソフトを押収した。警察は違法ソフトの販売と製造に関わった2人の販売員を逮捕した。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のスポークスマンは新聞発表でライセンスのないプログラムソフトを使った2台のPCは、裁判の証拠用とし押収されたと述べた。

BSAは警察、FIAとパキスタン知的財産局と密接に連携し、国内知的財産法の一体性の保持を図っていると述べた。

現在の警察の行動はこれから予定される一連のアクションの第一段階で、海賊版業者がソフトを合法化するために与えられた期間の終了に伴うものだ。

BSAのスポークスマンは、パキスタンの著作権法は違法ソフトの販売と使用に重い刑罰を科し、海賊行為は違法インストール、ライセンスのないソフトの流通、販売、使用を含むと述べた。「多くの企業はこの猶予期間を利用し改善したが、他の会社はこれから法律に直面しなければならない」と彼はコメントした。

### 3. IPOは知的財産法の法的討論の場を設定

(パキスタン・プレス・インターナショナル・サービス、2006年9月21日付)

知的財産局(IPO-Pakistan)は2006年9月18日から20日にかけて、連邦法務アカデミー内で、米国商務省、米国特許商標事務局との連携で、知的財産法に関する会議を開催した。

高等裁判所より特別に任命された代表団が最終セッションに参加し、知的財産紛争の迅速な解決策と法を執行する機関に対する指針を提案した。パキスタンの4県の裁判長から任命された参加者とアザド(自由)カシミール州及び北部地域からの代表団が参加した。

タイ、オーストラリア、米国からの人材が集まった。在パキスタン米国大使のRyan C. Crocker氏は開会式に出席した。法務担当官の研修生を含む参加者、代表団には終了証が渡された。

#### 4. 知的財産権ナショナル・ワークショップ12月に開催

*(パキスタン・プレス・インターナショナル・インフォメーション・サービス、2006年9月28日付)*

パキスタン知的財産局は一般への周知普及活動計画の一環として、知的財産権の商標のマドリッド体制について12月にワークショップを開催すると同局の担当官は述べた。

EUと世界地的所有権機関(WIPO)は一般への周知普及計画機関と協力している。

IPOP長官のYaseen Tahir氏は、IPOPは数多くのワークショップとセミナーを計画し、FIAの担当官、警察、税関、司法部の国内での知的財産権へのエンフォースメントの能力向上と一般の認識高揚を目指していると述べた。

彼は、12月のワークショップはこのシリーズの5回目のもので、同様のワークショップが7月、8月、9月に開催されたと述べた。国内の知的財産の保護は国家経済の高い成長モードを持続強化させるための重要事項だと長官は述べた。さらに、セミナー、ワークショップ、会議は、IP効率の良い社会、IPに立脚した国家を目指す大きな助けとなると長官は付け加えた。

## ヨルダン

### ヨルダン当局、違法ソフト取引に関わった2社を摘発 (中東カンパニー・ニュース、2006年9月10日付)

ヨルダンの国立図書館局は、ソフトウェアの海賊行為に対するキャンペーンを立ち上げ、国内の知的財産権保護への取り組みを新たにした。

同局は、アンマンの2つのコンピューター会社への摘発を行い、海賊版ソフトウェア搭載のコンピューターとCDを押収した後、管轄する部署に引き渡された。

BSA中東の公式スポークスマンAli Al Harakeh氏は、「摘発を行うことにより国立図書館は、海賊版ソフトウェアの使用や取引に関わる会社に対し、ヨルダン当局はIPR侵害を許さないという強いメッセージを送ったと述べた。ヨルダン当局がソフトウェアの海賊行為が国家経済に及ぼす負の影響に気付き、海賊版の脅威と戦うことを決意したことは喜ばしいことだ。BSAは引き続き関連機関と協力し、1992年施行のヨルダン著作権法の侵害を防いでいく。」と述べた。

国立図書館局のMamoun Al Talhouni長官は「我々はヨルダンで様々な政府機関に呼びかけ、IPR侵害の防止キャンペーンに加わるように声をかけている。また、我々はソフトウェアの製造業者に彼らが察知したIPR侵害を報告するようお願いしている。それにより、我々は必要な法的手段を講ずることができる。また、BSAとの連携を継続することにより、海賊行為に対する我々の取り組みは大きな進歩を示すものと期待する」と述べた。

Al Harakeh氏は、知的財産権保護のために国立図書館が果たした役割を称え、ヨルダン法のエンフォースメント当局による反海賊行為へのサポートを評価した。

著名な法律の専門家でカウンセラーのTaufik Al Tabbaa氏は、会社が正規のソフトウェアを使用することによって得られる利益について強調し、IPR法は今後、もっと厳しく執行される見込みだと予測した。

## トルコ

### 特許の評価機関設置される

(トルコ・デイリー・ニュース、2006年9月14日付)

特許部門の新機関、「特許評価機関」(Patent Evaluation Agency)がトルコ特許庁(Turkish Patent Institute) (TPE) の指導のもとに設置され、特許所有者と有望な発明家を援助するだろうと、アナトリア(Anatolia)・ニュース・エージェンシーは伝えている。

この機関は、自社の製品、サービス、製法を常に改良し、更新する企業を助け、発明能力を強化する。特許の発行は、この新システムによりさらに効率的になったと、TPEのYusuf Balci長官は述べた。同機関は、発明のための技術的、財政的援助を提供し、同時に特許の取得までの手続面での補助をする。

Yusuf Balci氏は、この特許評価機関は、特許所有者と企業人を一堂に集め、情報等の交換の場を提供するだろうと述べた。同機関はまた、種々の産業の構造研究を定期的に行ったり、新発明を関連産業に紹介したりするだろう。さらに、特許権者がライセンスを結ぶ場合の手続的助言を与えるだろうとも述べた。

特許評価機関は、特許やブランドの価値も評価するだろうと述べた。

「特許評価機関は、法的機関としての側面も有す。この新機関により発行された報告書、書類、評価書は、企業のバランス・シートに利用される。銀行で融資を受ける場合の参考資料として利用することができる。」とYusuf Balci氏は説明した。

TPE、トルコ科学技術リサーチ・カウンスル(TÜBİTAK)、大学、貿易協会、トルコ商品取引所組合(TOBB)が新機関の傘下に入る。

## アラブ首長国連邦

### 中東でソフトの海賊版比率減少

(中東カンパニーニュース、2006年9月20日付)

安全で合法的なデジタル世界を目指したソフトウェア業界の国際的組織であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)が域内各国政府と協力して始めた運動により、中東ではPCの販売増やITの浸透にも係わらず、ソフトの海賊版比率は低下している。

2006年5月に発表されたIDC世界ソフトウェア海賊版調査によれば、世界的な海賊版比率が35%と変わらない中、中東でのソフトの海賊版比率は2005年に1%落ちて57%になったことは勇気付けられる。IDCは大手のIT業界の世界市場調査・予測を行う会社である。

BSA中東代理委員長のJawad Al Redha氏は、調査の対象となった中東とアフリカ地域の26カ国のうち19カ国で海賊版比率が減少したことに触れ、「ソフトの海賊版を減らそうとする努力が実り、BSAは満足している。だが、知的財産権関連法の厳格な監視体制と一般の意識高揚キャンペーンに対する政府のサポートは、我々の反海賊行為活動を有効にするため極めて重要だと述べた。

この地域のソフトウェアの海賊版比率が減少したことは、アラブでのICTの平均使用指数の上昇を考え合わせれば達成と言える。マダール(Madar)リサーチ社のTICT使用指数が明らかにしたように、アラブで2005年にこの指数が42.89%上昇し、0.51に達した。これはこの地域のインターネットユーザーが54.84%伸び、2,600万人に達し、インターネットがインストールされたコンピューターが1,400万台となり、2005年の29.24%の増を反映している。

ソフトウェアの海賊版減少へのアラブ首長国連邦のパフォーマンスは注目に値し、2005年にはPCの販売台数で45.24%という湾岸諸国で最高の成長率を遂げたにもかかわらず、域内最低の34%という海賊版率を10年連続で記録した。UAEの海賊版率はヨーロッパ諸国の幾つかより低く、世界平均の35%よりも低い。これは、世界で海賊比率が最低の20カ国の中で唯一のアラブの国で、発展途上の国だと、IDCレポートは伝えている。

「UAE政府はソフトの海賊版率を下げるため賞賛に値する役割を果たしてきた。それは同国のITセクターを今日の13億米ドル規模にまで成長させた。BSAはこの成長にかかわり積極的な役割を演じたことを誇りに感じ、引き続きこの地域のIT産業の可能性を追求するためのイニシアティブをとりたい。そのためにIT投資と企業活動のための健全な環境を創造し、新しい仕事の環境を生み出すことを進めたい」とAl Redha氏は付け加えた。